### 労働者共産党 中央機関紙

第*654* 号(統合*298* 号)

2024.4.1 三種郵便物認可《月1回刊1日発行》 (12 回送料込 2500 円・密封 2800 円) 1976年6月7日第

定価 150円

としている。 認されなければならない わち賃上げが物価上昇を 慎重である。実質賃金が である。しかし、日銀は

上回っていると状況が確 プラスになること、すな

統計(従業員5人以上の

実質賃金は、毎月勤労



発行所・新世界通信 発行人・小川春夫 東京都足立区梅島2 -38 - 11 - 303TEL 03(3849)4953 FAX 03(3849)4938 郵便振替 00160-4-174947

E-mail ga3129@i.bekkoame.ne.jp URL http://www.bekkoame.ne.jp/i/ga3129

何十兆円もの所得収支黒学をもたらしている。その結果が韓国サンケン、ワイパー、オプティカルの争議である。

**人民を黙らせようとしている。全世界の労働者人民は今こそ団結して、生活させろ・戦争反対!の声を上げる時** 

賃金の大幅底上げ、最賃1500円はまったく当然だ! ブルジョア諸政府は戦争が起こるぞと言い合って、

い。反面このかん、企業の内部留保は何百兆円と積み上がり、とくに海外進出企業はぼろ儲けして、日本に毎年

が、安心して子育てができ、老後の心配のない社会の仕組みが無いままでは、縮み指向の日本経済は変わらか

物価も上がるが賃金も上がる、日本経済の「ステージ転換」だーとして、大敗しない総選挙によるリセットを日

岸田自民党は、娶金犯罪事件で国会証人喚問を拒否しつつ、党内処分で整引きを図ろうとしている。そして

論んでいる。

だ。(編集部

最賃は、 数年内に全国一律1500円以上

中小企業労働者の24

分(ベースアップ)は げ加重平均は16469 7110円6・4%で 間・派遣の賃上げ時給は あった。また有期・短時 よると、定界込みの賃上 引き上げの闘いも始まっ 今夏の地域最低賃金大幅 春闘が山場に突入した。 11507円3・7%で した春闘の第1回集計に 5・28%、賃上げ 連合が3月15日に発表 賃金はプラスにならない 働者の賃金が大幅に引き るに、未組織労働者、中 あり、連合の組織率は ち込んでいる。労働組合 1・0%よりもさらに落 あり、22年のマイナス 上げられなければ、実質 小企業労働者、非正規労 の組織率は16・9%で 金はマイナス2・5%で 11.7%である。要す

あった。 融政策決定会議で、「異 次元の金融緩和」政策を 日銀は、3月19日の金 て2%のインフレ目標を やし労働者の賃金を上げ を増やし、設備投資を増 元の金融緩和を行なうこ のである。 とによって市場のマネー アベノミクスは、異次

することはなかった。そ 員、非正規労働者に波及 を増やした。賃上げが大 れが、コロナからの回復 企業から中小企業や公務 ずに、大企業の内部留保 投資にも賃上げにも回ら た。しかしマネーは設備 遠成するシナリオであっ が及ばない公共サービス ある。特に生産性の概念 分野の賃上げが重要であ きる構造をつくることで 者の賃上げを価格転嫁で 企業労働者や非正規労働 なければならない。中小 日銀の調査によれば、

すすんでいるという見方 げによる経済の好循環が 除した。物価上昇と賃上 転換しマイナス金利を解

デフレ脱却宣言」には

いる。このような声を反 物価がどれくらい上昇 がある。

とウクライナ戦争の勃発 の物価上昇感覚を表して する回答は16・1%で あるという。生活ベース したか」という質問に対

レが発生した。欧米の労

映できる賃金闘争を本気

労は、3月1日にストラで闘うことである。全医 改定を求める要請書 を反映した最低賃金の ▼低賃金労働者の意向 以下のとおり(骨子の げキャンペーン委員会.

による、3・18要請書は

「最低賃金大幅引き上

ぎます。 月標は、

くすため、 (1) 地域間格差をな 直ちに全国

数参加し、

合)を比較したものであ と消費者物価指数(持 事業所)の現金給与総額

なっている。アベノミク ない限り日本経済は国際 た。貸上げの流れに乗ら る大幅な賃上げを闘っ 働者は、物価上昇を上回 によって世界的なインフ

> なった状況をふり返って て闘っている。

合のいう「ステージ転 線上のスローガンにすぎ り、アベノミクスの延長 らインフレへの転換であ 換」は、単なるデフレか 強化策の結果である。連 金政策による国際競争力 あり、コスト削減、低賃 な規制緩和政策の実施で みれば、小泉政権の強力 本来的な「ステージ転 げが進まないとして、全 国一律1500円以上を 議方式では最賃の引き上 出している。今までの審 請書」を厚生労働省に提 3月18日に院内集会を開 キャンペーン委員会は 低賃金の改定を求める要 働者の意向を反映した最 いた。同日、「低賃金労 で

だ要求をしている。 請骨子を参照 的な審議方法に踏み込ん げ調査を従業員30人未満 早期に実現するため、年 とを止めることなど具体 の事業所を対象にするこ 出項目にすること、賃上 指数の捉え方を基礎的支 2回の改定、消費者物価

がら、 規・非正規労働者が一体 となって春蘭を闘う必要 働者の要求を押し出しな このような、非正規労 欧米のように正

 $\widehat{\mathbf{K}}$ ことを新たな日標にする 1500円に引き上げる ばまでに全国加重平均 について2030年代半 と表明しています。この 岸田首相は、最低賃金

あまりにも遅す 差別運動などの仲間が多

の雇用継承を求める闘い テック支会(OP労組 韓国オプティカルハイ

<u>න</u> 側からの要請と思われ れてきた(日東電工本社 強制撤去阻止の闘いに続 な損害賠償請求がかけら 所「占拠」をめぐる新た いて、3月には組合事務

どの要請文を読み上げて

こえるよう、損賠撤回な 団は、本社側の人間も聞 な対応に終始した。 要請 入口前に配備し、不誠実

国オプティカルハイテッ

合員、日韓連帯運動、反くの全労協や争議団の組 宜と日東電工東京本社へ日、品川駅港南口早朝情 ぶまれたが、しかし当 ため当日の参加状況は危の定例行動とは別立ての 劣

で妥結した。非正規春闘 加算を確認し、全職員の 15社でストライキを構え 上の貸上げ要求を掲げて 実行委員会は、10%以 ベア2・9%8324円 29日に非常勤職員の経験

最低賃金大幅引き上げ

されたい。

換」は、新自由主義がも

そのための予算を確保す く12月にも行なうこと。 行なうこと。また、賃金 を年2回、10月と4月に 状況調査を6月だけでな (3) 最低賃金の改定

ること。 き上げ目標を早急に決め ること。 2、新たな最低賃金引

の要請抗議行動には、

参考にすること。 なっている生計費調査を

は、賃金中央値や平均値 が出ています。対象事業 賃金」とみなすには無理 2%であった時から、現 所を拡大するか、もしく げ率を「類似の労働者の 業の労働者の賃金引き上 としており、中小零細企 在では、20%になろう 低賃金の影響率が1~ ではないでしょうか。最 のではなくなっているの していますが、最低賃金 の影響率が年々上がる中 指標として適当なも

の支配体制にメスを入れ 企業による中小零組企業 の二重構造、すなわち大 の解消であり、日本経済 たらす貧困と格差・差別

3月18日、緊急木社行動 ク労組を支援する会」は を行なった。 第4月曜日

資本主義を超える時代を拓く4・20集会 ◇講演『パンデミックと戦争、 ◇『東アジア情勢と日韓民衆の役割』 昭弘さん(元・神奈川大学経済学部教授

◇『代執行は自治破壊!軍事植民地支配に終止符を!』 4月20日(土)午後1時半 渋谷勤労福祉会館(渋谷駅7分) キム・ウニョンさん(オンライン、民主労総慶南地域本部長 **吟さん**(沖縄・一坪反戦地主会関東プロック)

資本主義を超える新しい時代を拓く反戦実行委員会

ت بے

作成・公開すること。 協議についても議事録を と。また、公労、公使の 金の発効日からおおむね 議事録を、地域別最低賃 ら7日以内に公開するこ の審議会の議事録、もし 公開すること。<br />
答印まで 会のすべての審議を全面

入った。組合員自宅等仮 許可となったとの報が

再

接強制金申し立て)は不

その後、損賠請求(問

調査は、30人未満の中 賃金」として、賃金状況 小零細企業を調査対象と (2)「類似の労働者の

を指標とすることを検討

では、2月の組合事務所

この報を受けて、「韓

引き上げた。 行動(品川駅港南口情 が集まった。当日は定例 には、通常を超える仲間 定例行動日の3月25日

> に協力していくか。③太 争」に、日米がどのよう

上旬・日本開催)や初開『平洋・島サミット(7月

沖縄・韓国民衆連帯!東アジア戦場化阻止!

資本主義の破綻

せ、政権交代の激動情勢 を勝ち取ろう! 長崎3区、東京15区) 日公および同類を全敗さ (東京〇通信員)

げを行なうこと。 地域別最低賃金の引き上 1 (1) 消費者物価指数 物価上昇を上回る

> 上の最低賃金を実現する 都道府県で1500円以 検討を行ない、すべての 律最低賃金制度に向けた

くは議事要旨を答申日か

また、異議審までの

議会、地方最低賃金審議

東京本社要酌抗議

はなく、「基礎的支出項 ついては、「持家の帰属のにすること。生計費に と。また、労働組合が行 日」指数を採用するこ 者の生活実態に合ったも 家賃を除く総合」指数で の参考基準を低賃金労働 の必要」との観点で生活 き、「労働者とその家族 基準を上回るものとする ひとり親世帯の生活保護 保護との比較を行ない、 る道筋を明らかにするこ こと。数年以内に実現す は、ILOの基準に基づ (2)最低賃金の水準

1か月以内に公開するこ

なっている。

バンクへの要請行動も行 あった。以前にはメイン 社とは違い丁寧な対応で なった。ここでは東京本 代理店への要請行動も行

ること 向を反映できるものにす 審議を低賃金労働者の意 3 最低賃金審議会の

> を罷免し、交代させるこ 聞こうとしない公益委員

OP労組と支援側の勝利

がさらに望まれる。

(東京Kロ通信員)

する会」への幅広い結集

となったのである。しか ~ 3月の決戦的状況は、 び損賠攻撃を退けた。2 差押えの棄却に続き、

最低賃金審議会の

実態を調査せず、意向を

(3) 低賃金労働者の

らの意見聴取を行なうこ (1)低賃金労働者か

> 者の代表を入れること 労働者委員に低賃金労働

(2) 中央最低賃金審

2~3月闘争に勝利 韓国オプティカルハイテック争議

損賠攻撃は撃退

で同様ガードマンだけを らぬ人数で取り組まれ 東京本社側は、これま 官邸前行動が行なわれる 治安・改憲NO!総行動 実行委員会」の呼びかけ で、岸田訪米反対!首相 る。前日の9日、「戦争・ (午後6時半)。 反戦実も参加する総行 岸田が4月10日訪米す

ていくか。②イスラエ る中で、日本がどのよう な参戦政策の拡大を図っ 国のウクライナ支援が滞 米首脳会談において①米 動の呼びかけ文では、日 ると分析している。 いったことも話し合われ

行動に起ち上がろう。 岸田訪米に反対し、共同 戦争国家化を加速する ● 6時。 K u

ルによる「ガザ虐殺戦

総行動実が岸田訪米反対呼びかけ 4・9首相官邸前へ

差別・セクハラ事件な 一教会癒着、青年局の性が、「自民党は喪金、統

ど、以前から腐りきって

いた問題が暴露してい

創設を含む機密情報の収 バー戦、日本版CIAの 的サイバー防御などサイ ⑤経済安保の強化、能動 个後が協議される。また はじめとする日米安保の 日米軍・自衛隊の増強を 成についても協議。④在 会合など、対中包囲網形 催の中央アジア日本首脳 ●る。能登地震でも、 3月28日、総がかり新 を行動提起。 ● う!」と訴えつつ、 ●カネの自公政権を倒そ 者は秦民政策で苦しめら れている。いのちより

集・共有体制の構築、と ● 所円周ラッピングデモ。 ●土地の日」、新宿駅4ヵ ●メンズアクション、 宿署名街宣行動。 30日、「パレスチナ

● 4月16日、有楽町ウィ 「19の日」行動、 19日、第101回 議員会 午後

衆院3補選(鳥根1区、りが迫っている。4・28 館前・午後6時半。 公園·午前11時開場。 集会」、江東区有明防災 5月3日、「5・3憲法 岸田と自公政権に終わ で

では、4月10日の韓国総 けている。 韓双方)に攻撃の刃を向●高裁決定で決着したわけ は、常に組合と支援側(日 また、争議の政治背景 (3面から)

社(販売部門を担当)と の後に、日東電工関連会

らない。総選挙で与党・●して聞いの継続を訴え 選
考
に
注
月
し
な
け
れ
ば
な

・
が
噴
出
す
る
の
は
確
実
」 ● が噴出するのは確実」と - 在が不十分な中で強行さ ではない。軟弱地盤の調

国民の力を決定的に敗北 ● た。 護・瀬陽の派で、 沖縄では4月6日、

詰めれば、日本の進出企させ、尹錫悦政権を追い

組勝利に向けて、「支援・し、4・2院内集会、 ができるだろう。○P労・の4・6県民集会に連帯 国労働者弾圧をはねのけ●厳を守り抜く県民大集 業(日東電工など)の韓 →沖縄が「民意・自治・啓詰めれば、日本の進出企 ●護・瀬嵜の派で、オール る有利な条件を作ること ● 会」を開く。東京ではこ 5首相官邸前集会、 6新宿スタンディングア 4 4

● ピール行動を闘う。 同代表の菱山南帆子さん 最後に、総がかり実共

11で非常用電源の一部が いる。東海第二は、 (2023年11・24時点)

### 東海第二原発再稼動阻止3・ 11日本原電前

を求めて行動を貫徹し 村)の再稼働中止・廃炉 海第二原発(茨城県東海 会で、共催は再稼働阻止 日本原電前抗議行動」が 以降に予定されている東 全国ネットワーク。9月 東海第二原発首都圏連絡 た。主催は、とめよう! 名の労働者市民が結集し 本店前で闘われ、164 東京・秋葉原の日本原電 11フクシマを忘れない! 年になる3月11日、「3・ 福島第一原発事故から 東日本大震災から13 | とっている。 **ర్మ** その上、工事を急ぐあ

を強いられ、363名 以上の人々が避難生活 ガンに苦しんでいる。原 13年。今でも2万人 もの子どもたちが甲状腺 りになった。 ることの困難さが浮き彫 故の場合放射能から逃れ 各地で寸断され、 路線が通行不能、町道も 難ルートの国道・県道7 志賀原発周辺では、避 過酷事

難計画をゼロから検討す に起きる複合災害の想定 るしかない」と述べてい 害の場合を含めれば、避 2月の会見では「複合災 28日の定例会見で発言。 がされていない」と1月 難計画について、「地震 年12月に策定した広域避 や津波と原発事故が同時 する命のネットワーク」 らは、「志賀原発に反対 能登半島地震の現場か

棄され続けている)。 は昨年8月から、海洋投 る(その内の処理汚染水 能汚染水は増え続けてい 償も値切られ続け、放射 発事故被害者の補償・賠

それでも岸田政権は

電源法を制定。原発を最 23年5月にGX脱炭素

長、停止期間分も繰り越 運転期間を60年に延 大限に活用するとして

を今秋強行しようとして た東海第二原発の再稼働 開始から46年を経過し 乗って日本原電は、運転 して運転することを可能 この原発推進政策に 3 うことである。今秋以降 避難計画も崩壊したとい とは明言していないが 廃炉にする以外に道はな 予定の再稼働を中止し、 域避難計画を「見直す」 つまり、村長は未だ広

▼3・11日本原電前 原電前の抗議行動は、

免れた雰命40年を超え 失われ、寸前で大事故を

故の危険性は常に付きまき る老朽原発であり、大事

まず首都圏連絡会の柳

ぎ、多くの家屋が倒壊し が発生、土砂崩れや路面 の崩落・ひび割れが相次 意味で危険な原発とな まり、安全対策の柱の一 している。二重、三重の つの防潮堤工事で、その のぎでこれを済まそうと 工不良が発覚。その場し を守る地中基礎工事に施 要ともいうべき海側正面 1月1日能登半島地震 さんが報告。「1月の東 働を止める会」の野口修 ら「東海第二原発の再稼 ならない」と訴えた。 ジェノサイドを許しては レスチナでは死者が3万 良など問題だらけの東海 くなった。それでも原電 を超える。イスラエルの も阻止したい」、また「パ 働するという。何として 第二を、9月以降に再稼 は、防潮堤工事の施工不 年、たくさんの方々が亡 人以上、負傷者も10万 次いで、地元茨城か

た。投票率は50%前 が頑張りどころだ」と発 思いが表出された。ここ を失うこと無かれ』との 票は3851票、今回は 回った。『政治への希望 4086票と前回を上 が、4年前の再稼働反対 後で前回より3%減だ 娘さん)がトップ当選し 候補(村上達也前村長の 海村村議選で、村上しほ

山田東海村村長は、

難後の生活は入っていな く必ず格差が生じる。 計画には避難はあるが避 し、①避難は平等ではな 絵に描いた餅」と断言 の藤岡彰弘さんが登域。 難計画について「計画は 藤岡さんは、原発の避 ③屋内避難は勝手に 2

せない、それが目的。 視するのは白衛隊。むり やり押さえつけて混乱さ 逃げるなということ。監 千万署名市民の会。協

「福島原発事故から13 田真さんが主催者挨拶。| 恐れよ!」と訴えた。

第一歩とせねば」と訴えめ、これを全原発廃炉の 今、東方沖地震が頻発。 東海第二の再稼働を止 きた。」「干葉県では昨 基の原発建設を強行して する。大地震が起こらな る場所のデータを改ざん いとして、現在まで54

信一郎さんが読み上げ、 4月3日までの回答を求一 す。首都圏連絡会の披田 原電へ質問書を受け渡

3・20さようなら原発全国集会6千人

主催は、さようなら原発 6000人が参加した。 なわれ、主催者発表で 公園野外ステージで行 原発全国集会」が代々木 日、「3・20さようなら 東京では3月20日の休 「3・11」から13年、

未来のための金曜日・東 力は「ワタシのミライ」 午後1時半、 小雨から るシステムが作動してき ん、フクシマを忘れさせ 落合さんは、「このか

びかけ人の落合恵子さ する本集会が始まった。 すな!」をスローガンと さない!」「汚染水を流

澤地久枝さんが挨

けた今年のフクシマ周年●あった。

最初に、一千万署名呼

について、撤去し殺計通 のコンクリート充填不良 起きた原因。②南側基礎 堤基礎工事で施工不良が

国は、原発を作ろうとす るみさんが発言。「この 原発の会千葉」の中井は

り直せ!」のシュプレヒ 原発廃炉!防潮堤工事や コールを発して終了し 電原発やめろ!東海第二 電本店に向けて「日本原

東海第二原発は、防潮

とらない、と4つの矛盾 画を立てるのは各自治 ら見殺しにされる。天を ない。次に地震が起きた 持てないのなら廃炉以外 をとらないのか。責任が 体。なぜ国と原電が責任 を指摘した。そして、「計 「忘れまい3・11反戦反 育都圏の市民からは、 等など。 木の基礎工事以外の調査 と、そうしない理由。⑤ 北側基礎工事のやり直し 判明したことの説明。④ 言うならばその根拠は? はなされたのか、健全と 鋼管製防潮壁を支える2 基礎について現在までに そうしない理由。③北側 りに作り直すべきだが、

要請書」を原電に手渡し 立つ東海第二原発の再稼 けしば誠一さんが、「大 自治体議員・市民連盟の 働を中止し廃炉を求める 地震が予測される立地に 要請謝も提出。反原発

ている。

抗議行動は最後に、

堤工事の施工不良ばかり 廃炉を共に闘わん!

社長・村松衛あての質問 日本原子力発電取締役 である。 民の喫緊の課題かつ責任● て不適当な訴えとなる。 稼働の阻止は、首都圏住 る事故が起こる危険性が● 的利益が回復される関係 た原発の各所で、原子炉・は、行政権力の行使で生 用されていた電線管が原 ● る。次のような内容だ。 された火災事案は、稼働● じて一貫して被告側主張 上、今年2月2日に発表●は、「この後、一審を通が指摘されている。その● だけであった。この論理 発生させ管理のずさんさ・ 件、23年4件と火災を●えの利益」がない―と主 髙まっている。 具や部品の経年劣化によ● て取り消すと、原告の法 圧力容器のみならず、器● じた法的効果を無効とし 因になった。46年を経 初期の1978年から使●の柱となった理屈であ 東海第二の9月以降再・ ・には、訴えの利益を欠い

号機は8月に、東北電●なったものであり、原告 P!女川原発再稼働さよ● 処分の無効確認または取 再稼働が強行されんとし 力・女川2号機は9月にも 3月23日には「STO● えるものではない。 また中国電力・島根2● 請求通りの返還決定を行

本』P 260) という論理 べきである。」(小笠原信 利益」がなく、 である。 適法であり、却下される すべて不

明確になった。地震大国・に押し付けるだけであっ 登半島震度7の地震で、● 論理を被抑圧民族である 忘れてはならないことが ● 先住民のアイヌに一方的 たが、志賀原発立地の能● わち、被告側は支配者の ・ジョア法の「個人の権 だにされていない。すな の「集団的権利」は一顧 からする先住民アイヌ であり、アイヌの立場 利」を大前提にした主張 ーという主張は、ブル 「訴えの利益」はない

女川も再稼動させない

か、「フクシマを忘れな晴れへ天気も好転するな

い!」「原発再稼働を許

であった。93歳になる 澤地さんも登壊、原発を 集会、その特長的な発言 ● (ⅱ) 国際法主体と なったアイヌ民族

ではなく、22年に3・ る。その関係がないとき があることが、前提であ 張して、自己保身を図る ―― 訴えが成立するに (4面より)

く、なんらの不利益を与 益を侵害するものではな 本件では、原告らの返還 の権利または法律上の利

し、全原発再稼働阻止・● 之著『アイヌ近現代史読 で開かれ、仙台市役所前●れらの訴えは、『訴えの みやぎ実行委員会の主催・ うなら原発全国集会in宮● り消しによって回復され た。各地の闘いと連帯● 全国から1千名が結集し● の勾当台公園に雨のなか・ が、さようなら原発<br />
るべき法律上の利益は したがって、 張である。

本国の国家機関が、アイ 正式に再確認したもので 劣に関わりなく、国家 法的効力の有無または は、国内法体系における ある。国際法において ヌ民族を先住民族として

をはっきりさせよう!」◆ 義者の論理・法理・思想 に原発はいらない、原発● た。そこでは、依然とし と訴えた。能登震災を受●が継続されているので と共存はできない、これ● て植民地主義者・帝国主 イヌ民族共有財産裁判 れるのであるから、国会 せざるをえない。」(「ア 確認した行為であると解 に承認していることを再 がアイヌ民族として正式 地裁判決に続き、日本国 も、二風谷ダム事件札幌 決議という形式であって の国家の正式な意思とさ 関が表明した意思が、

P.478) と。 風出版 2009年 ここでいう国際法主体

Contract of the same

ಕ್ಕ 第二審が札幌高裁で始ま かし、2002年8月 面的な敗訴であった。し た。それは、原告側の全 2002年3月にあっ

は歴史的事実であるとい イヌの人々の「先住性」 採決の際の附帯決議(ア 幌地裁判決に続き、「ア を、二風谷ダム訴訟の札 国際法主体であること り、日本国家とは異なる イヌ文化振興法」の国会 イヌ民族が先住民族であ れている。第一点は、 介すると、次の三点が優 財産と先住権」である。 教授の「アイヌ民族共有 院大学法学部の松本祥志 て注視すべきは、札幌学 住民族問題の観点から見 陳述も行なわれたが、先 その内容を大まかに紹 一審では専門家の意見 P.479) とされる。これ

誇示したが、これはむし

求しているときに、

を国際法からみれば、 る。「……この附帯決議 を、次のように示してい 松本教授は、その根拠

かつては、個人や集団

パートナーとして対等平

決(2004年5月 (同前 P.217) とした。 えることはできない。 て国際法上適正な解決を ヌ民族との協議を回避し し規則以外は、適用する 同意した国内法制度ない い。アイヌ民族が適用には、国際法上許されな

しかし、第二審の判

等な立場で話し合うこと

『百年のチャランケ』緑 好ましい傾向と思われ 家死滅論」にとっては、 問題を抱えるとしても、 マルクス主義理論の「国 論の変容を示し、未だ諸 ジョア的な近代国民国家 のことは、当初のブル なってきたのである。こ 振舞うことができなく 体が登場することによ する国家の外交活動で処 ブルもすべて自己が所属 が国外の当事者とのトラ 置してきた。だが今日で 国家以外の国際法主 国家が内外にお 元的な主体として

の先住性を認められたと 徹底とは言え、先住民族 アイヌ民族が、未だ不 用によって国際義務の履 行を免れることはできな

札幌地裁の判決は、 それを同際請求によっ たは義務を有し、かつ て主張する能力をもつ とは、「国際的な権利ま

> 思惑とは違い、アイヌ民 いうことは、日本国家の

は義務の解釈ないし適用では、国際的な権利また

に関しては、国際法が適

族を国際法主体とした。

出および解決のために国 **請がある……」(同前** 際司法裁判所への付託要 および仲裁裁判または国 表明、調査の要請、交渉 れらの手段には、抗議の る能力のことである。こ 際法によって認められて もの」である。そして、 いる慣習的な手段に訴え 能とは、請求の立証、提 「国際請求を提起する権 ということは、日本国と 益を考慮した証左として もって、アイヌ民族の利。 は5名の内アイヌ民族関 で構成されたが、被告側 係にあることを意味す アイヌ民族とは対等の関

された審査委員会は5名 格を審査するために設置

共有財産の返還請求資

うるのは、国際的な権利

または義務と抵触しない

いて、国内法が適用され 用される。その関係にお

係者が2名いたことを

される。

そして松本氏は、

る。」(同前 P.489) に同意した時だけであ たは訴訟当事者がそれ 限りにおいてであり、ま

う趣旨) でも、日本国が 明らかにしたーという主 れる。 るようになったーといわ また国際法主体となり得 で、今日、人民や個人も 国際NGOの活躍など 貿易の飛躍的発展は個人 が、第二の点である。 の国際的役割を拡大し、 する人民を国際法主体と 植民地からの独立を推進 る国際人権法を確立し、 反省から個人の人権を守 スのユダヤ人虐殺政策の 第二次世界大戦後、ナチ した。また、戦後の自由 は国家だけであったが、 従来は「国際法主体」 るのではなく、 いわば めるかによって達成され 員会の構成員に何人か含 先住民族関係者を審査委 が求める参加や協議は、 氏によると、「ILO先 ば、アリバイ証明のため を示したものに過ぎな 関係」が対等でないこと ろ「アイヌ民族と道庁の 住権に関する一般国際法 住権条約を根源とする先 求されるのである。 題は、厳格な対等性が要 ほどに国際法主体間の問 評できるのである。それ に2名を参加させたと酷 い。厳しい表現をすれ

松本

規』(=国内法制度)を体である日本国の『内

方的に押しつけること

国際法上許されな

民族とは異なる国際法主 えの利益』に関する国内 分手続きのやり直しを要 を行使して共有財産の処 先住権という国際的権利 的には「アイヌ民族が、

法制度のような、

ことが許されない。アイ

もとづく国際的権利を行 いーということである。 されることが認められな るために、国内法を援用 法主体間において、国際 的な義務の履行から逃れ わち、第三の点は、国際 密接な関係をもつ。すな を意味している。」(同前 すなわち、「国際法に このことは第三の点と P.487) のである。 て、ブルジョア法の形式た。担当判事は、アイヌた。担当判事は、アイヌは、「控訴棄却」であっ 高裁もこの上告を棄却し が、2006年3月、 た。原告団は、同年8 論理に追随したのであっ

最高裁に上告する

最

いる個人や人民など他 の国際法主体に対して 使して国際請求を行って 日本の司法界は、

は、いかなる国家機関 ・国内法制度の援 そして、単に取り残され となっているのである。 る先進的な闘いの阻害物 の日本社会の変革に通ず ヌ民族の先住民族として ているだけでなく、アイ 残されていたのである。 る世界的な傾向から取り に先住民族の権利を認め 両の進入に抗議した。 前に座り込み、また勝連

の分屯地前でも、部隊車

年末に陸上自衛隊訓練場

主催は、戦争させない・ 1300名が結集した。 闘われ、労働者・市民

安倍政権、菅政権を引

また、うるま市では昨

ざれ、沖縄民衆の阻止

中城湾港に陸揚げ

国会前の毎月「19の 」行動が、安保法制 (戦

各車両・資材は3月10

その他のミサイル部隊

空輸されていた。 送機によって那覇空港に 湾が同意せず、それで11 あったが、事業者や全港 に陸揚げされる予定で

戦争法廃止!腐敗自民党打倒

日に航空自衛隊のC2輪

100回め国会前

「19の日」

行動に1300

民・労働者が、「戦争に なった。約150名の市 行動に直面することと

つながるミサイルいらな

は、「第100回目、取

その3月19日の行動

行動などを展開し、8年 以降、日本の労働者人民 を名目に日本を海外武力

しかし今や、岸田と自公

政党挨拶では最初に、

し、3月2日に24年度

る。1945年8・15前

許さず、明文改憲を阻止 半に渡つて戦争法発動を は全国各地で「19の日」 行使の道へ引き込んだ。

回めを迎えた。 争法) 成立以降、100

い!」と朝から港ゲート

す政治、3・19国会議 り戻そう!憲法を生か

員会館前行動」として

廃止できていない、と言

いる。

国会前行動はまず、戦

れる正念場の時となって とも9条改憲・戦争突入 政権が倒れるのか、それ ところまでは延命した。 予算案を衆院通過させる の具体化を進め」ると

が虐殺された。多くは女

に至るのか、これが問わ

回やっても未だ戦争法を し続けてきた。行動を百

ているが、県立背少年の ゴルフ場跡地に計画され 陸自訓練場は市内石川の

成立させ、集団的自衛権 9月19日、戦争法を強行

りはなく、

今年は条文案

安倍政権は2015年

を実現したい思いに変わ は、「総裁任期中に改憲30日の施政方針演説で 危機に瀕しつつも、1月 き継いだ岸田首相は、 うこともできる。

や朝鮮有事に参戦するた る。自公政権は台湾有事 ち続け100回目にな 決、それからこの場に立 の藤木泰成さんが主催者 争をさせない千人委員会

出策動を糾弾した。 議員は、次期戦闘機の輸

軍事演習を続けてい

みで発展して来ている。 の新設計画が明らかとな

反対運動が地域ぐる

動実行委と9条改憲N 9条壊すな!総がかり行

年来の裏金自民党問題で

挨拶。「9年前の強行採

う!」と訴えた。 平和主義を守っていこ スチナの人々に言われ

社民党の福島瑞穂参院

た。自公政権を倒して 念を実現すべきだとパレ 性と子どもだ。9条の理 3万1923人もの人々 エルに包囲され、すでに 院議員。「ガザがイスラ 立憲民主党の近藤昭一衆 ならない!」と訴えた。 の歴史を繰り返させては

时

〇!全国市民アクショ

## 陸自訓練場計画、オスプレイ再開を撤回せよ!

ミサイル部隊を指揮する 古・石垣を含めた4つの 明 初、中部東岸の中城湾港 とされている。 行配備済みの奄美・宮 り、この連隊本部が、先 ミサイル部隊配備であ る。沖縄島では初の陸自 た。分屯地の定員は90 屯地で「第7地対艦ミサ れる車列を進入させた。 射機などを積んだと見ら 人から200人増やされ イル連隊」を発足させ 12式地対艦ミサイル発 上白衛隊勝連分屯地へ、 ミサイル発射機は当 そして同21日、勝連分 防衛省は3月14日未 沖縄県うるま市の陸 練場設置計画の断念を求 以上参加の決起集会が持 日には市内で1200名 める会」が設立され、20

紙撤回を求める意見書を ているのである。 縄」状況が再生・拡大し るま市から「オール沖 たれた。この件では、う 全会一致で可決してい も、この訓練場計画の白 3月7日の沖縄県議会

米軍機墜落大惨事の宮森 市民によって「自衛隊訓 るま市長も反対してい べて反対し、中村正人う 係、自治会、市議会がす 小学校にも近い。 教育関 3月10日、地元議員や ついて、県政与野党が

因を明らかにしないま 年の屋久島墜落事故の原 衛省に断念を求めた。 らう。27日、上京団が防 得を断念しても他所をね 米政府は3月8日、

スプレイ再開を強行し14日から普天間基地のオ 致して反対するのは初め を考慮したとも見られて に、野党自民党が、盛り て。6月沖縄県議選を前 **開を表明し、在日米軍は** ま、オスプレイの飛行再 練場計画を撤回していな いる。防衛省は依然、訓 い。うるま市での土地取 上がる訓練場反対の世論 名がストライキを決行。 もった。

る。白衛隊施設の新設に た(日本政府もこれに追 3百名の緊急抗議集会を では、オール沖縄会議が 表明し、翌15日の那覇市 ばしたことに強い憤りを いきなり住宅地上空を飛 知事はこの日、初日から で21日から強行)。 玉城 飛行再開を干葉・木更津 随し、陸自オスプレイの

は同日間、石垣港で40 態を重視した全港湾沖縄 エル・ペラルタ」が、石 垣港沖合に寄港した。 事 ミサイル駆逐艦「ラファ 石垣市では3月11~13 米海軍のイージス・

駆逐艦入港であり、また であるからだ。

成区民センターにおいて

派の「再審法改正」の動

石さんは、国会での超覚 大阪の野村生代さん。大

きを報告

記念講演として黒川み

2月23日、大阪市・西

5空港を、「特定重要拠 点」の第一弾として指定 始めとする全国11港湾・ る「特定重要拠点」に石 ず、 険がある。中山市長は米 望んでいる。政府は近 垣港が指定されることを 軍港仕様に改修される危 艦寄港を問題視しておら が、これを機に石垣港が 石垣港・那覇空港を 改修に補助金が

の断固たる回答を示すだ 票の県議選で、平和実現 差し当たり6月16日投開 沖縄民衆はこれに抗し、 いることを示している。 と戦場化の危険が迫って 多くの諸問題は、 戦争

南西諸島のミサイル巷地 サイル戦力の主役の寄港 化が進む中での、米軍ミ 駆逐艦の喫水が深く、

今回神合停泊となった

名をこえる参加者であっ のもと開催され、350 「垣根を越えて」の副題 どい.1関西」の集会が、 審を実現しよう市民のつ 「第8回・狭山事件の再

地元、部落解放同盟大

みと私たちの課題」と題

沖縄県の民間港では初の

第8回狭山事件の再審を実現しよう市民のつどい in 関西

裁判長に再審開始請求の 署名の力を背景に、家令 冒頭挨拶、「狭山50万 (けさまる)朝子さんが 阪府連書記次長の袈裟丸

> り、石川さんがターゲッ 支配の近現代史の中で、

トにされた。若い人にも

部落差別が狭山事件を造 して講演し、「民衆分断 が、「石川一雄さんの歩 差別部落に生まれて」) 授·近現代史。近著「被 どりさん(静岡大学教

力強い行動を!」と訴え

がっている。再審無罪に 狭山に大きく関心が広

むけた歩みを強めていこ

石川一雄・早智子夫妻

**崎なおみさん(天王寺夜** ら」と訴えた。また、吉

り、「生き続けて、断固

し、大きな拍手。 無罪を勝ち取る」と表明 のビデオメッセージがあ

そして各冤罪事件から

中学存続を訴える挨拶も 川さんの思いを胸に夜間 ら、文字を勝ち取った石 間中学同窓会会長)か

**袴田ひで子さん(清** 

あった。

今回は新たな企画とし

垣根こえて関西から再

2

取りを共有することが出 れ、じかに法廷でのやり 学生ボランティア) によ

る「模擬裁判」が演じら スプロジェクトジャパン 子大学教授・法学) 監修

での大学生ら(イノセン て、伊藤睦さん(京都女

れの連帯挨拶を行なっ 事件被害者)が、それぞ 美香さん(湖東記念病院 住吉事件被害者)、西山 家族)、青木恵子さん(東 水こがね味噌事件被害者

石あきこさん、立憲民主 政党では、れいわ・大

ルの対米輸出を可能とし 3原則の運用指針を改定 パトリオット迎撃ミサイ にも運用指針を改定し、 した。自公政権は昨年末 保障会議で防衛装備移転 を開議決定し、国家安全 合意した。26日にはこれ 輪出を可能とすることを て、日本から第三国への 発する次期戦闘機につい 英国・イタリアと共同開 ▼次期戦闘機の輸出が 自公与党は3月15日、 ど意味を成さない。輸出 対象は案件ごとに閣議決 強調しているが、ほとん 付いた与党合意であると 国」は除外、との限定が の締約国に限る、③「現 衛装備品・技術移転協定 機に限る、②輸出先は防 明党は①輸出は次期戦闘 を進めんとしている。公 国内防衛産業の強化発展 武器輸出競争力を付け、 によって価格低減化など に戦闘が行なわれている 岸田政権は、この転換

ಶ್ಠ 戦闘機以外にも拡大す

一能とするものであり、国(他国一般)に輸出 議決定は、典型的な殺傷 兵器である戦闘機を第三 ていた。しかし今回の閣 (他国一般) に輸出可 国会前で福島瑞穂議員

る。 器輸出国への大転換であ

ず、自公政権を終わらせ は、「日本は武器を売ら 優先のこの政策を許さ 院議員も発言した。 日本共産党の田村智子参 よう!」と訴えた。他に、 ない国だった。軍事産業 市民からの発言では、

の範囲を公務員から民間 る法案であり、適性評価 を経済分野にまで拡大す 注)は、特定秘密保護法 案とも言われる。 編集部 リティ・クリアランス法 済安全保障法案、セキュ る経済秘密保護法案(経 海渡雄一弁護士が登壇。 人・研究者など数十万人 「今国会に提案されてい 秘密保護法対策弁護団の 国の政策に係 い」と呼びかけた。 (1面へ)

わる経済・技術が、重要 告団)が発言。かつて私 部の代執行容認判決が確● し合い、今年6~7月頃 年12月の福岡高裁那覇支● 地震後に態勢強化を相談 ま沖縄県の上告を不受理● 発廃炉の運動は、遅れを 埋立承認代執行訴訟で、 し、「立憲民主党も足並 ● の地震で海岸が岩だらけ 新基地問題は、今回の最● お願いします、 定する事態となった。 とした。これにより、昨●とっていました。しかし ん。最商裁は2月29日、●になっていた。停止中の 囲実行委の野平晋作さ ● 出来ていたら大変なこと 辺野古埋め立て」国会包●態となった。珠洲原発が みを揃えて反対してほし 以上の悪法だ」と批判●た商屋地区などは、今度 指定される。秘密保護法● た珠洲原発の予定地だっ 経済安全情報として秘密● たちが反対運動をしてい 切の審理も開かないま。 このかん私たちの志賀原 野平さんは、「辺野古」い。全国からのご参加を野平さんは、「辺野古」い。全国からのご参加を 続いて、「止めよう!● 車も消防車も来れない状 には全国集会を設定した

山事件の再審を求める● 文音を使うなという意見のをという意見のないの会」によって進められ● 教育現場で「汚染水」のの会」によって進められ● 福島県議会で自民党が、 けて結束した取り組みを●3月19日可決されてし 全国緊急署名は、54万 ● に始まり、本日20日の東 移している。 決定が出される方向で推● ラバンは今年も、3月16 んでは年内にも裁判所の 組みとして始まったキャ 施)を行ない、状況いか 協)の青年労働者の取り 筆の真偽を確認するため ● 中小3単産(全港湾・全 の証人尋問と、石川さん● バンゴの青年労働者たちを行え、オ利省も11名● ニングミニ 返者コーラ を行なった科学者ら11名 団が22年8月に事実取● を取り戻す、これへ努力 を行なった。 駅へ向けた街電パレード 展開している。 わり、狭山再審勝利に向 ● 運動してきた。意見書は 体とともに進行にたずさ ● 見書の取り下げを求めて **釜ヶ崎住民の会」も各団● 書を提出し、このかん意** 個人、「市民の会」「住民●を汚すな!市民会議)。 を1つの軸とした取り組● 福島からの発言は、 審請求キャラバン行動」●された。 筆を超えて拡大中だ。 の裁判所による鑑定の実●日建連帯・全国一般全国 白宅から発見された万年● が登域。2013年から 調べ請求(新証拠の鑑定 みが、各地の労組・議員・● 岡郷美さん(これ以上海 この事実調べを求める ● を!県民集会」への参加 狭山中件は現在、弁護 ● なくす、平和憲法の原点 集会後は、JR新今宮 関西ではこの間、「再 (大阪I通信員) ●これらが元気一杯に報告 ●を続けると発言した。 . ・介入を許さず、今後も 京行動まで展開された。 ● 闘っていくと報告した。 ●日の「原発のない福島 各地からの報告。最初 まったが、この教育不当 「フクシマ連帯キャラ (2面から)

● せ、道路は寸断して救急 ●に北陸電力・志賀原発に ●になり、津波も押し寄 ●賀原発を廃炉に!訴訟原 志賀原発も危なかった。 ついて、北野進さん(志

報告(反対派5、 ず、1月の村議選結果を 再稼働

鎌田慧さんが閉会挨拶。 アクションで盛り上がっ う!と締めくくった。 る人たちがいる。これを ギーに全部取り換えよ **許さず、自然再生エネル** てでも利益を得ようとす 危険な旧い原発を動かし 出来っこない。それで、 があるが、新増設なんて 13年たってもまだ原発 参加者は、プラカード

分れて出発、街頭に「さ労組などの原宿方面)に ようなら原発」を訴え (市民中心の渋谷方面、 た後、2つのデモコース (東京W通信員)

ること、②福島第一と同り、危うく福島第一と同り、危うく福島第一と同いた原発であ 働を止めよう。3・23の ついては、多々良朽さ 阿部功志さん(東海村村 海第二原発については、 を!と訴えた。 再稼動がなおさら危険な と、③被災で原発建屋に じ沸騰水型原発であるこ ン)。女川2号機は、 さない!みやぎアクショ ん(女川原発再稼働を許 会議員)。阿部さんはま 全国集会、仙台にご結集 原発だ。絶対に今夏再稼 期化したこと等により、 り、それで申請審査が長 無数のヒビが入ってお 東北電力・女川原発に 茨城県の日本原電・東

えた。 う!と国政についても訴 や反社、政権を変えよ ない。また、原発事故を 派13)。そして能登地 ば。裏ガネ自民党はもは らない日本文化を変えね 起こしても誰も責任をと 直すと明言させねばなら ているが、避難計画は見 山田村長の発言が動揺し 震後、避難計画について 最後に、呼びかけ人の

べている。

た」(『我が外交の近況』

1985年 P.9) と述

(3) 北海道庁の設立と北海道型の地主制形成 (2) 国境線の画定とアイヌ強制移住 (1)アイヌ民族の支配・同化 を推進する近代日本 アイヌ民族の先住権獲得を 目

(5) アイヌ民族の戦後の翳いと国際交流

ここで、

V

次

# 広がる先住民族の闘いと深まる先住権思想⑮

### (>)中曽根のアナクロ 発言で収拾に大わらわ

がかくも広くゆきわたっ することがかくも少な 宗教、風習が政治問題化 化がかくも同質であり、 る国で、人種、言語、文 うに一億余の人口を擁す 青書』は、「我が国のよ 大きなプラスとして働い 四〇年、その復興と成長 我が国の特質は、戦後 に稀なことである。この ているということは世界 の過程において、総じて 1985年版の『外交 一民族国家と称される かつ、中流階級意識 そういうのが相当おっ に低い」と発言した。 水準が日本よりまだ非常 て、平均的に見たら知識

すがに国際的なスキャン 旨を発言した時には、さ 恥ずかしげもなく同じ趣 知ることなく、相も変わ きつつある世界の情勢も らずに「単一民族国家」 いが新たな地平を切り開 外務省は、先住民の關 しかし、現職の首相が 中 ていることは正しいと 受けている少数民族はな の国籍を持っているかた 木におきましては、日本 思っています。」と付言 連にもそのように報告し いだろうと思います。国 がたで、いわゆる差別を の発言の中で、「私は日 ねたからである。 さらに中曽根は、一連

論にふけっていた。

本は単一民族国家だか かないところもある。日 ので、教育などで手の届 リカのメディアで取り上 かった。失言を釈明する は恥の上塗りでしかな 釈明した。しかし、これ ら、手が届きやすい」と られると、中曽根は「ア 噴き出した。 これが伝え げられ、米国内で批判が ために、さらに失言を重 メリカは複合民族国家な だが、この発言がアメ なかった。 大わらわとならざるを得 官邸とともに事態収拾に た。さすがに外務省は

プロレタ

IJ

している。いかにも天皇 報」した。 する:という内容を「通 イヌ民族が日本の植民地 次の点を声明とした。ア 住民作業部会)に送り、 表団を国連WGIP(先 ヌ民族の代表が初めて代 の実態調査を国連に依頼 1987年8月、アイ

ダルに発展した。

(4) アイヌ民族を劣等視し、就農強制のための保護政策 ていることを前提に、① る新しい法律の制定を要 的権利をもつ、③「北海 の文化的、宗教的、社会 アイヌ民族は先住民族と 支配を受け、現在も受け いる、②民族として固有 しての自決権を保持して

国研修会で、「アメリカ で行なわれた自民党の全 リコとかメキシカンとか 根康弘首相が、静岡県内 には、黒人とかプエルト 歪曲した認識である。 制主義者らしい独りよが 出したものでしかなかっ 全くの無知の姿をさらけ うとする国際的な傾向に 権利を正当にも拡大しよ り上げ、世界の先住民の 国主義の植民地問題を取 りの発言であり、事実を だが、この発言は、帝

(ゞ)世界の先住民と 先住権を訴求 交流しつつ、アイヌ

ヌ民族が存在する: "そ 国連人権高等弁務官事務 イス・ジュネーブ。後に 連人権センター」(在ス 海道ウタリ協会は、「国1986年11月、北 へ、。 日本にはアイ

道ウタリ協会は、同連人 た。 献するように呼びかけ 1991年5月、北海

問題を宣伝した。翌92 ジウムを開き、先住民族 のダイス議長を日本に招 年3月には、北海道ウタ き、東京や札幌でシンポ 権小委員会の下の WGIP

制定運動を国際社会に報 るとともに、アイヌ新法 は、中曽根発言に抗議す 協会理事長・野村義一氏 告した。WGIPの主要 行なった。

が、この年以降、ウタリ り、この仕事に貢献し 宣言」の起草作業である な任務は、「先住民権利 団を毎年ジュネーヴに送 協会はアイヌ民族の代表 ウタリ協会はまたI よ「国際先住民年」の年

国際先住民年は、人権、 年」(「国際先住民年」) 国際協力を強化するため 直面する諸問題に関し、 開発、教育、保健衛生な とすることを決定した。 の先住民のための国際 は、1993年を「世界 総会にも代表を送り、 LO(国際労働機関) に設定された。同連総会 どの諸分野で先住民族が 第76回総会では、「独 に積極的に参加した。 (169号条約) の採択 び種族民に関する条約」 立国における先住民族及 1989年6月の110 1990年、国連総会 町二風谷(にぶたに)で、 19~22日には、平取

機関、非政府諸機関が互 いにこのために協力・貸 チュ民族(グアテマラの 23日には、マヤ系キ ウ・トゥム女史(ノーベ リゴルベタ・メンチュ 先住民族)の人権活動家 ついで同年9月17~

明治学院大学で「アイヌは、北海道ウタリ協会が た。また、9月19日に でアイヌ民族と交流し して来目し、北海道各地 際先住民年親善大使」と ル平和賞受賞者)が「国

い、次いで国会に耐願を の早期制定」をかかげて 東京でデモ行進を行な

ヴフ民族や台湾の先住民 帯広市で「第五回アイヌ 民族祭」が開催され、ロ た。同年1月30日には な集会や催しが開かれ であり、各地でさまざま シア連邦サハリン州のニ

は、闲連諸機関、専門諸 催した。 室蘭市で、「アイヌ新法 た。同年8月22日に リピン、南アフリカ共和 期制定総決起集会」を開 先住民年・アイヌ新法早 には、札幌市で、「国際 行なうとともに、23日 早期制定総決起集会」を は、北海道ウタリ協会は 族との交流が行なわれ 先住民族、のベ4000 国など13カ国、27の ナダ、スウェーデン、フィ が開かれ、アメリカ、カ 人余が参加し、アイヌ民 「二風谷フォーラム 98」

1993年は、いよい

族も参加した。同年8月

た。

設定された。 れ、ここで使用される工 地(以下、峇東と略)の から始まっている。一 乱 の1つが二風谷ダム)が ム(後に2つになり、そ 流 (サル) 川に4つのダ 業用水の供給先として沙 **苫東基本計画が策定さ** 開発を決定した。翌年に 苦小牧東部大規模工業基 次全国総合開発計画で、 政府は1969年の第一 ぐ)、菅野茂氏である。 氏(後に排一氏が受け継 人とはアイヌの貝澤正 する一たった二人の反 同時に、北海道開発 は、1988年8月

**借金があり、収用委員会 事業計画」を作り、そ** の買収に応じざるを得な 60名)は、農協などに 者(183名中アイヌは 収を進める。多くの地権 員会は、関係の土地の買 のための調査を始める。 局は「沙流川総合開発 し、その後北海道収用委 設大臣はこの事業を認定 1886年12月には建

(yi)民族の存続をかけ 闘い抜く 二風谷ダム訴訟を

一風谷ダム建設に反対 7) 年8月、村山政権は み始め、1995 (平成 やく新法の制定に取り組 政権が成立すると、よう 1994年6月に自社さ めて消極的であったが、 る。 内閣官房長官 (元旭川市 自民党政権はこれに極

れる) が衆議院で可決、 5月8日、ようやく「ア 成立した。 る法律」(一般には「ア 職の普及及び啓発に関す イヌの伝統等に関する知 イヌ文化の振興並びにア た。そして、1997年 有職者懇談会」を設置し リ対策のあり方に関する 諮問機関として、「ウタ 長・五十嵐広三)の私的 イヌ文化振興法」と称さ

同法は、全一三カ条の

かった。

堀込 民族の新法制定を考える 純

55 55 55 2007年 125825 民族の歴史』 草風館 た。(榎森進著『アイヌ スカッションを行なっ チュウ氐を招いて、ディ 集い」を開催し、メン

国に要請するようにな が、アイヌ新法の制定を 北海道ウタリ協会の三者 **海道知事・北海道議会・** し、1988年8月、北 た。それがさらに発展 制定することを要求し ヌ民族に関する法律」を を廃止し、新たに「アイ 「北海道田土人保護法 協会は、1984年に、 社団法人北海道ウタリ

的な事項を求めていた。 

大きく異なるものであっ が求めていた内容とは、 いなかった。アイヌ民族 保障する施策には触れて が中心となっている。ま のアイヌ民族の先住権が 振興法」の内容は、肝心 た、アイヌの経済生活を 欠落し、文化的な享有権

3月、札幌地裁が、「二

の問題ではない。、アイ 2人は、 なんら補償金 るとして、ダム建設反対 ヌ民族の存続の問題であ に立ち上がった。

でも2人は反対し、約 で頑強に闘い抜く。 10年後に判決がでる主 い張った。だが、あくま ム」として建設すると言 屈をつけて「多目的ダ 開発局は、さまざまな理 た。それにもかかわらず

(〒) 先住権が欠落する アイヌ文化振興法

いる。

ら要望していた新法案 的自立化のための基金を 資源の利用管理権を確保 と、伝統的な漁業や森林 文化と言語を継承するこ 会に設けること、アイヌ は、アイヌ民族の議席を すること、アイヌの経済 一定数、国会や市町村議

しかし、「アイヌ文化

この直前の1997年

ることを目的」(第一条)

団法人アイヌ文化振興・ 条で規定していた、北 川市旧土人保護地処分 関する規定などを記して 産」の共有者への返還に る「北海道田土人共有財 海道知事の管轄下にあ 道旧土人保護法」第一〇 法」が廃止され、「北海 海道旧土人保護法」、「旭 れた。また、附則で「北 研究推進機構」が設置さ

アイヌ民族がかねてか る。もう一つは、部分的 をはねつけることであ よって、先住民族の要求 ジョア法の形式論理に なものの一つは、ブル ざまな方法があるが、 ある。 や民族自治権など核心点 態度を継続させる方法で がら、実際には、先住権 の多くを拒否し、従前の 維持・発展するといいな には、先住民族の文化を そのやり口には、さま

Î 訴えを棄却 形式論理で

る。それらの疑惑が解明

権保障に反することーで 先住民族の権利を尊重す なうことは、法的な適正

る国際的潮流と憲法の人 手続きに反すること、

3

及されていた代物であ

産」の返還問題で典型的 アイヌたちの「共有財 をはねつけるやり口は、 理で、アイヌたちの要求 に示された。 1997 (平成9) ブルジョア法の形式論

海道旧土人保護法」、「旭附則第二条によって、「北 **5月に制定された「アイ** 附則第二条によって、 もに謝罪をして、 いならば、その理由とと されたからと言って、俄 示すか、②それができな 類など証拠計類とともに のは当然である。①帳簿 に信じるわけにいかない そのような代物を公告 1989年の時点で、 興並びにアイヌの伝統等 なり、「アイヌ文化の振 本則と六カ条の阳則から ための施策を推進するこ 識の普及及び啓発を図る に関する国民に対する知

状況で、工業用水を使用 する企業の進出は無かっ すでに苦東基地は壊滅的 り、あわせて我が国の多 とにより、アイヌの人々

様な文化の発展に寄与す 重される社会の実現を図 の民族としての誇りが尊

> ると、議員定数の判決 とは理解しにくいもので

でよくみられるもので、 あるが、一例としてあげ ないとした(「宇情判決」 既成事実を前に取り消さ

遠法ではあるが選挙は

一かったのである。

をも、一顧だにしていな は、この二風谷訴訟判決 る。「アイヌ文化振興法

れにより、同年6月、「財 定法人」が設けられ、こ の受け肌団体となる「指 たう施策を実施するため とするものである。 第七条では、同法でう

けている。 民族」の存在を否定し続 の核心点である先住権を 実としては先住民族問題 ようになった。だが、内 イヌ民族の存在を認める 立てられ、形式的にはア 外の民主的諸勢力に責め 否定することによって、 「先住民としてのアイヌ 政府・司法などは、 を規定していた。 法」に基づき北海道長官 て「北海道田土人保護 川市旧土人保護地処分 イヌたちに返還すること 同法附則第三条は、かつ 法」を廃止した。 (知事) が管理してきた 旧土人共有財産」をア

P.474) のであった。 件、指定外八件、総額 んな管理は帝国議会で追 管理しており、そのずさ 立する前は民間の和人が 海道旧土人保護法」が成 疑惑を招いており、「北 産」の管理はかねてから れた。」(『北海道史事典』 は、知事指定分一八 返還される共有財産 九年九月に公告した しかし、この「共有財 四六万八三三八円とさ 北海道知事が「平成

告されてきたわけではな 定期的にアイヌたちに報 が管理し、管理の内容が 官(戦後は北海道知事) されないままに北海道民 ある。 だが、被告の北海道知

ブルジョア法の形式論理 差別と貧困の現状をなん 事(長官)は、ただただ アイヌの立場を一方的に 支配の歴史と、打ち続く で対抗し、過酷なアイヌ であった。 否定し、切り捨てるだけ なく、先住民族としての ら反省し謝罪することも

すなわち、原告には一 (2面へ)

心点をついたものであ と認定し、その先住権を はアイヌ民族を先住民族 のもの)。しかし、同法 れは、先住民族問題の核 認めるものであった。そ 無効でない」―という類 官が代わりに「共有財 きである (アイヌ・モシ 産」を管理したこと自身 と、アイヌを劣等視し リの総体を略奪したこ 置としての補償をするべ とともに謝罪すべきであ

るが、完成しているとの し、ダム建設は違法であ 想外の「事情判決」を下 風谷ダム訴訟」判決で予

さえしないで、あたかも <u>る</u>。 事に返還請求をしないと ら) 一年以内に北海道知 的な処理を図ったのであ 方的な公告を出して機械 権利が無くなる」と、 ようとするかのように 悪事から一刻も早く逃れ 「該当者は(公告の日か だが、道知事はそれら

(6)アイヌ共有財産に

関する訴えを門前払い

。また、

ಠ್ಠ

を管理する北海道知事 有志は札幌地裁に提訴し 反)こと、② (アイヌと り、財産権を侵している にみて管理はずさんであ 負うのであって、歴史的 とは当然のことである。 手前勝手な公告を批判 た。アイヌたちが怒り の対等な協議もなしに) して管理運用する義務を ①アイヌ民族の共有財産 (憲法第二九条一項に違 (長官) は、最善を尽く これに対して、アイヌ 方的な返選手続きを行 原告側の主な主張は 訴訟に起ち上がるこ